

公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟と称する。英文では、Japan Petanque Boules Federation (J.P.B.F.) と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2. この法人は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、わが国におけるペタンク（スポールブールを含む。以下同じ。）を統括し、これを代表する団体として、ペタンクの普及講習会や日本ペタンク選手権大会の開催等の事業を行うことにより、単純なルールと奥深い技術性を兼ね備えた競技スポーツ及び生涯スポーツとしてのペタンクの普及振興を図り、もって国民の心身の健全な発達と社会交流の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ペタンクの普及及び指導に関する事業
 - (2) ペタンクに関する指導員及び審判員の育成及び資格認定に関する事業
 - (3) ペタンクの国内競技会の開催及び運営指導に関する事業
 - (4) ペタンクの国際競技会への日本代表チームの派遣に関する事業
 - (5) ペタンクの競技力の向上に関する事業
 - (6) 機関誌、競技規則、解説書等の発行に関する事業
 - (7) その他公益目的を達成するために必要な事業
2. 前項各号の事業は、いずれも本邦及び海外において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人は、ペタンクの普及発展に資するため、その補完事業として事業運営上必要な物品の販売等を行うことができるものとする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会員

(会員の種類)

第7条 この法人の会員は、つぎの3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同し、都道府県におけるベタंकを統括する団体の代表者、理事会の承認を受けた団体の代表者、並びに、学識経験者で理事会において選任され入会した個人
- (2) 賛助会員：この法人の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員：この法人に功勞のあった者又は学識経験者で、理事会において推薦された者

(入会)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が議決し、社員総会が承認した「入退会及び会費等に関する規程」に従って申し込むものとする。

2. 入会は、前項の「入退会及び会費等に関する規程」により、会長がその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第9条 正会員及び賛助会員は、「入退会及び会費等に関する規程」に従って入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは、失踪宣告を受け、又は、会員である団体が解散したとき
- (4) 会費を1年以上滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員の同意があったとき

(退会)

第11条 正会員及び賛助会員は、「入退会及び会費等に関する規程」の定めに従って退会届を提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに理由を付して除名をする旨を通知し、社員総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規程に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は、目的に反する行為をしたとき

(3) 会費を2年以上滞納したとき

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2. 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第10条によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(種類及び定数)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

理事3名以上20名以内

監事3名以内

2. 理事のうち1名を代表理事とし、会長とする。代表理事以外の理事のうち8名以内を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において選任する。

3. 前項で選任された会長は、代表理事に就任する。

4. 理事会は、その決議によって、前条第2項で選任された業務執行理事の中から、副会長3名以内、専務理事1名、常務理事4名以内を選任する。

5. 監事は、この法人の理事もしくは職員を兼ねることができない。

6. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、

同様とする。

7. 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第16条 理事は、理事会を構成し、定款の定めるところにより、この法人の業務執行を決定する。

2. 会長(代表理事)は、理事会の決定に基づきこの法人の業務を統括し、業務執行の最高責任者として本法人業務を代表して執行する。

3. 副会長は、会長を補佐し、理事会の決定に基づき、会長から委嘱された業務を統括執行する。

4. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決定に基づき、会長から委嘱された業務を管理執行する。

5. 常務理事は、本法人の業務を部門別に分担執行する。各常務理事の分担する部門は、理事会において決定する。

6. 会長、副会長、専務理事及び常務理事の権限は、理事会で別に定める「職務権限規程」による。

7. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第17条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行状況を監査すること。

(2) この法人の業務並びに資産及び会計の状況を監査すること。

(3) 社員総会及び理事会に出席し、必要に応じ意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくは、するおそれがあると認めるとき、又は、法令若しくは定款に違反する事実、若しくは、著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は、著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為を

し、又は、するおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第 1 8 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 . 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とし、補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 . 役員は、第 1 4 条に定める定数に満たなくなる場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 1 9 条 役員は、いつでも社員総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第 2 0 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その報酬額等については、理事会が議決し、社員総会が承認した「役員報酬等規程」によるものとする。

2 . 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(取引の制限)

第 2 1 条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 . 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 . 前 2 項の取扱いについては、第 4 7 条に定める「理事会規程」によるものとする。

(責任の免除)

第22条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長および顧問)

第23条 この法人に名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2. 名誉会長及び顧問は、会員又は学識経験者の中から理事会において任期を定めた上で選任する。

3. 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第24条 名誉会長および顧問は、会長の諮問に応え、会長に意見を述べることができる。

第4章 社員総会

(種類)

第25条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第26条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2. 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第27条 社員総会は、次に掲げる事項について議決する。

(1) 役員を選任及び解任

(2) 定款の変更

(3) 入退会及び会費等に関する規程及び役員報酬等規程の承認

(4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(5) 会員の除名

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(8) 理事会において社員総会に付議した事項

(9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2. 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第29条第3項の書面に記載した

社員総会の目的である事項以外の事項は、議決することができない。

(開催)

第28条 定時社員総会は、年1回6月に開催する。

2. 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が招集の決議をしたとき。

(2) 総社員の議決権の10分の1以上を有する正会員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

(3) 前号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

一 請求後遅滞なく招集の手続きが行われないうとき。

二 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられないとき。

(招集)

第29条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2. 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第30条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序によって理事がこれに当たる。

(定足数)

第31条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第32条 社員総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

(書面表決等)

第 3 3 条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって、又は、電磁的方法により表決し、又は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 . 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 . 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第 3 4 条 理事が、社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項は社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 3 5 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現存員数及び出席者数。ただし、書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記する。

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

(6) その他法令に定める事項

2 . 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、記名押印をしなければならない。

(社員総会規程)

第 3 6 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が議決し、社員総会が承認した「社員総会規程」による。

第5章 理事会

(構成)

第37条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規程類の制定改廃に関する事項の策定
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事である会長並びに業務執行理事である副会長、専務理事及び常務理事の選任及び解任

2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
- (6) 第22条に定める責任の免除及び最低責任限度額の控除

(種類及び開催)

第39条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2. 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3. 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第17条第1項第5号の規定により監事から会長に招集の請求があったとき、又

は、監事が招集したとき。

(招集)

第40条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同条同項第4号により監事が招集する場合を除く。

2. 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に規定する請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

3. 会長が理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第42条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第43条 理事会の議事は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2. 前項前段の場合において、議長は理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第44条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第45条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合は、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第16条第7項に規定する報告には適用しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会規程)

第47条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会で別に定める「理事会規程」による。

第6章 資産及び会計

(資産の管理運用)

第48条 この法人の資産の管理運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会で別に定める「資産管理運用規程」によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第49条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を経て、直近の社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、予算が成立しないときは、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出することができる。

3. 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、計算書類並びにこれらの付属書類(以下計算書類等という。)及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時社員総会において承認を受けなければならない。

2. この法人は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額)

第50条の2 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第60条第1項第11号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第51条 この法人が、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会の議決を経なければならない。

2. この法人が、重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときは、社員総会の議決を経なければならない。

(会計原則)

第52条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第53条 この定款は、第56条の規定を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2. 前項の規定は、第3条(目的)及び第4条(事業)についても適用する。

(合併等)

第54条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第55条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第56条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に社員総会の議決によりこの法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 57 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の議決によりこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 専門部会

(専門部会)

第 58 条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その議決により、専門部会を設置することができる。

2 . 専門部会の委員は、理事会が選任する。

3 . 専門部会の任務、構成その他の運営に必要な事項は、理事会で別に定める「専門部会組織規程」による。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 59 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 . 事務局には、所要の職員を置く。

3 . 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 . 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会で別に定める「事務局組織規程」による。

(備付け帳簿及び書類)

第 60 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 定款

(2) 正会員名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 総会及び理事会の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 入退会及び会費等に関する規程及び役員報酬等規程

(8) 事業計画書及び収支予算書

(9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類

(10) 監査報告書

(11) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(12) その他法令で定める帳簿及び書類

2. 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会で別に定める「情報公開規程」によるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第61条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、前条第2項の「情報公開規程」によるものとする。

(個人情報の保護)

第62条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会で別に定める「個人情報保護規程」によるものとする。

(公告)

第63条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(細則)

第64条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項については、理事会の議決により別途細則を定めることができる。

(施行日)

第65条 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

(設立時社員)

第66条 この法人の設立時社員は、次に掲げる者とする。

(1) 住所 東京都町田市大蔵町5002番地1

氏名 碓井 進

(2) 住所 奈良県奈良市中町4991番地の39

氏名 松山 博

(3) 住所 東京都中央区佃 2 丁目 1 番 1 - 4 1 2 号
氏名 副島 映一

(設立時理事及び設立時監事)

第 6 7 条 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 上杉晃央、碓井進、副島映一、松山博

設立時監事 竹下港

(設立初年度の事業計画等)

第 6 8 条 この法人の設立時初年度の事業計画及び収支予算は、第 4 9 条の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。

(設立当初の事業年度)

第 6 9 条 この法人の設立当初の事業年度は、第 6 条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までとする。

(法令の準拠)

第 7 0 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

附則

この定款の変更は、平成 2 3 年 6 月 1 9 日から施行し、公益認定を受けた平成 2 3 年 6 月 1 日から実施する。

附則

この定款の変更は、平成 2 6 年 3 月 1 5 日から施行する。